

後期高齢者医療運営懇談会設置要綱

平成 19 年 7 月 26 日
告示 第 1 7 号

(設置)

第 1 条 後期高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営に資するため、後期高齢者医療運営懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会は、広域連合長の求めに応じ、次に掲げる事項に関し意見を述べるものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度に関すること。
- (2) その他広域連合長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 懇談会は、次の各号に定める委員の区分に応じ、当該各号に掲げる人数をもって組織する。

- (1) 被保険者を代表する委員 4 人以内
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3 人以内
- (3) 公益を代表する委員 2 人以内
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2 人以内
- (5) 学識経験者その他有識者を代表する委員 2 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 懇談会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

（庶務）

第7条 懇談会の庶務は、総務課において処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年7月26日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、広域連合長が招集する。